

平成20年度  
第1回  
東京都森林審議会議事録  
(平成20年10月30日)

東京都森林審議会事務局

東京都産業労働局  
農林水産部森林課



(午後 2 時 5 5 分 開会)

○石城係長 では、定刻より少し前でございますが、委員の皆様全員おそろいですので、ただいまから平成 20 年度第 1 回東京都森林審議会を開催します。

私、本審議会の進行役を務めさせていただきます農林水産部森林課の石城でございます。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数 15 名中、その過半数を超える 10 名の委員が出席しておられますので、東京都森林審議会運営要領第 4 の第 1 項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。

まず、左手側から「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」でございます。続いて、右手側ですが、上から第 2 号議案でございます「森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発変更許可申請の概要」でございます。次に、資料 1 は諮問文の写しでございます。資料 2 は、「森林法等抜粋」及び「森林審議会への諮問を必要とする林地開発許可案件」でございます。資料 3 は、「林地開発許可申請基準適合状況」でございます。資料 4 は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」でございます。資料 5 は、「森林審議会委員からの質問事項と回答」でございます。資料 6 は、「東京都農林漁業振興対策審議会答申」でございます。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長から、ごあいさつ申し上げます。

○産形農林水産部長 農林水産部長の産形でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、委員改選後の初の審議会ということでございますけれども、お忙しい中、委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。

私から言うまでもなく、森林は都民にとってもかけがえのない財産でございます。京都議定書でございますけれども、地球温暖化でございますけれども、6%のうち3分の2を占める3.8%を森林の吸収で賄うというか、で行うというふうにもされております。また、その森林は地球温暖化防止というだけではなくて、水源の涵養とか、また、都民といえますか、レクリエーションの場を提供するとか、さまざまな機能を持っております。

先日、知事の、今、森林プランというのがございますけれども、今年度で切れるということで、農業対策審議会の方に諮問いたしまして、後ほど担当の方から説明があるところでございますけれども、豊かな都民生活に貢献する森林の整備と林業振興の方向についてという答申をいただいております。その中でもやはり先ほど申し上げましたけれども、森林は都民の共通のかけがえのない財産というふうにも位置づけられております。豊かな自然環境を保護して、また、木材の提供をきちんと行い、いろいろな多機能を発揮するという、そういう森にしていきたいというふうに思っております。今後とも皆様のご

指導とご鞭撻をいただければというふうに思っております。

最後になりますけれども、本日の審議会、林地開発の許可に関する諮問が議題となっておりますけれども、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。これであいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石城係長 次に、本日ご出席の委員の方々をご着席の順にご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

向かって右手から、會田委員でございます。

○會田委員 會田でございます。よろしくお願いいたします。

○石城係長 石野田委員でございます。

○石野田委員 石野田です。よろしくお願い致します。

○石城係長 井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願い致します。

○石城係長 太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしく。

○石城係長 河村委員でございます。

○河村委員 河村です。よろしくお願い致します。

○石城係長 吉条委員でございます。

○吉条委員 吉条です。よろしく。

○石城係長 久保田経三委員でございます。

○久保田（経）委員 久保田でございます。よろしく。

○石城係長 久保田繁男委員でございます。

○久保田（繁） 久保田です。よろしくお願いいたします。

○石城係長 小峰委員でございます。

○小峰委員 小峰です。よろしくお願い致します。

○石城係長 羽生委員でございます。

○羽生委員 羽生でございます。よろしくお願いいたします。

○石城係長 なお、本日、黒須委員、坂本委員、城土委員、竹内委員、宮林委員は都合により欠席となっております。

引き続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。座席表をご覧ください。

まず、産業労働局から、産形農林水産部長でございます。

○産形農林水産部長 よろしくをお願いいたします。

○石城係長 植竹森林課長でございます。

○植竹森林課長 よろしくをお願いいたします。

○石城係長 渡部花粉症対策担当副参事でございます。

○渡部花粉症対策担当副参事 よろしくをお願いいたします。

○石城係長 次に、環境局から、自然環境部の加藤緑環境課長でございます。

○加藤緑環境課長 加藤です。よろしくお願いいたします。

○石城係長 木村多摩環境事務所自然環境課長でございます。

○木村多摩環境事務所自然環境課長 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○石城係長 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

本日は、新委員の選任後、初めての審議会でございます。まず、最初に、会長を選出していただくわけですが、会長が選出されるまでの間、しばらく私が議事の進行役を務めさせていただきたいと存じます。皆様のご協力をお願いいたします。

会長の選出は、本審議会運営要領第2の第2項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。いかが取り計らいましょうか。

小峰委員。

○小峰委員 恐縮ですけれども、私からやらさせていただきます。太田先生にお願いしたらどうかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○石城係長 いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○石城係長 ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、太田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長が選出されましたので、この後の議事は太田会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長席へ移動をお願いいたします。

(太田会長、席を移動)

なお、農林水産部長は、所用のため恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。

○産形農林水産部長 すみません、申しわけございません、よろしくお願いいたします。

○石城係長 それでは、これからの議事進行につきましては、太田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○太田会長 座ったままやらさせていただきます。

ただいま会長に選任されました太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。もう部長からもいろいろお話がございましたので、早速審議に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議会運営要領第5の第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名したいと思います。久保田経三委員、羽生委員お願いできますでしょうか。

(了承の声)

○太田会長 それでは、どうぞ議事録の確認の方をよろしくお願いいたします。お世話になります。

次に、審議会の公開について、お諮りしたいと思います。

審議会運営要領第6の第1項では、当審議会は公開が原則となっております。公開に

関して、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○太田会長 それでは、本審議会は、公開とさせていただきます。傍聴者の入場を許します。よろしくお願いいたします。

(傍聴者の入場)

○太田会長 傍聴の皆様は傍聴券の裏側に書いてあります注意事項を遵守の上、静粛に傍聴をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

まず事務局より、諮問文の朗読をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○加藤緑環境課長 それでは、諮問文を朗読いたします。

20環自緑第591号、東京都森林審議会。

下記事項について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき諮問する。

平成20年10月3日。

東京都知事石原慎太郎。

記、株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業について。

以上です。

○太田会長 ありがとうございます。

それでは、諮問内容について、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

お願いいたします。

○加藤緑環境課長 恐れ入りますが、少し時間をいただきますので、座らせていただきます。申しわけございません。

○太田会長 はい、よろしくお願いいたします。

○加藤緑環境課長 それでは、第2号議案について、ご説明申し上げます。

まず、資料の2をご覧ください。

今回、森林審議会に諮問させていただいております根拠について、初めにご説明申し上げます。

A3版の資料でございますが、資料の左側、森林法第10条の2第1項により、地域森林計画の対象となっている民有林で、一定規模以上の開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされております。また、左側の一番下でございますが、同第6項によりまして、その場合、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならないというふうに規定されてございます。

本件の場合、関係市町村はあきる野市でございますが、あきる野市長からは、特に意見はない旨、回答を得ております。

続きまして、右側には森林審議会への諮問を必要とする案件といたしまして、東京都林地開発事務処理基準第9を図示してございます。この基準により、本件の場合は、平成5年に当審議会にお諮りした案件の変更でございますので、中段の「既に諮問された

案件の変更許可」、こちらに該当いたします。その中で「変更による許可面積の増が、1ヘクタールを超えるもの」、二重線で囲っておりますが、こちらに該当いたしますため、今回、諮問させていただいております。

続きまして、第2号議案の資料、こちらのA3版の冊子の方をお出しいただきたいと思っております。事業者が作成いたしました「森林法第10条の2に基づく林地開発変更許可申請の概要」、1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、1の1としまして、本件拡張申請の理由が記載されております。当事業地を初めといたしまして、多摩地域の岩石は、ほかの地域と比べましてかたい性質を持っているだけではなく、吸水性が低いことから耐震性にすぐれているという特徴を持ってございます。コンクリート用骨材の高規格化が求められております昨今、今後とも需要が見込まれていることから、事業区域を拡張して生産を継続するとしてございます。

ページの右側には採石の手順の模式図を載せてございます。採掘しました岩石は、プラントで破砕いたしまして、ふるいにかけてられ、製品としては、点線の中で囲っておりますが、道路用砕石、コンクリート用砕石、及び鉄道用砕石として出荷されております。

次に、2ページをお開きください。

1の2、事業の概要でございます。申請者は、福生市の株式会社村尾組でございます。事業地は、あきる野市戸倉字盆掘日影清水2012ーイほか21筆でございます。事業区域の面積は46万2,128平方メートル、採取期間は許可の日の翌日から20年間、年間の採取量は30万トンでございます。

右側には事業区域の位置図を示してございます。事業区域を赤く示しております。JR五日市駅、こちらから南西方に約4キロメートルの山地に位置してございます。赤い実線が今回申請の事業区域でございます。黒の点線が現在の事業区域というふうになってございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。

事業区域の航空写真でございます。青い実線が現在許可しております事業区域です。外側にありますオレンジ色の実線が今回申請の事業区域と、そしてその中のオレンジ色の点線がございしますが、こちらが今回申請の中の採掘する区域というふうになってございます。

恐れ入ります、4ページをご覧願います。

事業区域内及びその周辺を撮影いたしました現況写真でございます。左の下の方から丸で数字が振っております。写真の②、③は砕石プラントの状況です。写真の⑧、⑨、⑩、右肩の方ですが、こちらは現在ある洪水調整池・沈砂池の状況でございます。写真の⑪、⑫、⑬、こちらは採掘いたしました後の犬走りへの植栽の状況です。

5ページをご覧願います。

本件の許可を受けた場合の着手時点の現況図でございます。中央にあります赤茶色の部分がベンチ法面、斜線を引いてあります部分が今後伐採し造成していく開発予定林で

ございます。周りの緑色が森林のまま保全する残置森林、そして図面の南東部の方、紺色の部分がございますが、今回の申請事業では伐採はいたしません。今回の期間、20年ございますけども、その事業完了後にさらに先の長期計画の中では伐採される可能性があるということで未伐採林としてございます。

6ページをご覧ください。

こちらは現在許可を受けている土地利用計画図でございます。

7ページに移ります。

今回出されました20年後の土地利用計画図でございます。現在の土地利用計画図と比べていただきますと、採掘する区域、これが北側の方、それから、東側の方というふうに拡張されているのがおわかりいただけるかと思えます。

続きまして、8ページ、9ページをあわせてご覧いただきたいと思えます。

8ページの計画概要の総括表でございます。まず、事業区域ですが、合計46万2,128.21平方メートルです。9ページの図の方でいきますと、一番外枠の赤い点線で囲ってある区域になります。凡例でございますと、①から⑦、これのすべてを含んだ区域ということになります。次に、開発区域は、23万8,499.08平方メートルで、岩石の採掘を行う区域でございます。9ページの図でお示ししますと③、④、⑥、⑦の区域となります。そのうち、開発予定森林が12万8,606.10平方メートルでして、9ページの図でいきますと、④、斜線がかかっている部分でございます。これは、20年後の事業完了時にはなくなる森林ということでございます。次に、残置する森林でございますが、①、②、⑤で22万3,629.13平方メートルです。

続きまして、8ページの中段の表でございますが、20年後の目的別面積及び割合を示しております。事業面積は説明のとおりです。建築物施設用地は、2万289.69平方メートルで、割合としましては4.4%です。次に、法面・擁壁は、6万6,664.76平方メートルで14.4%に相当いたします。

続きまして、洪水調整池・沈砂池は、6,873.53平方メートルで1.5%、そして現況のまま保全する残置森林が、22万3,629.13平方メートルで48.4%というふうに約半分の面積ということになってございます。

さらに8ページの一番下の表には区域ごとにその内容、事業申請時の面積、事業完了時の面積、それから合計面積を示してございます。

10ページをご覧ください。

7事業計画書の内容をまとめてございます。左側の中ほどになりますが、地域指定等という欄がございます。そこにお示ししてございますとおりの保安林などの指定の有無を表示しております。

続きまして地況でございますが、硬質砂岩で褐色森林土、標高は、270メートルから590メートル、傾斜は20度から60度でございます。

次に、林況は、スギ・ヒノキの人工林が大半を占めまして、一部、コナラ林も見られ



ます。

表の右側に移りまして、採石の全体計画の概要でございます、一番上の欄です。採掘量は全体で600万トン、採石法の年間許可量が30万トンですので、20年間で採掘終了となります。

次に、その下に5年目の土地利用計画、及びその下には20年目の土地利用計画を示してございます。その次が、切り土・盛り土計画となります。次に、法面計算ですが、硬い岩でございますので、勾配60度で高さが10メートルごとに3メートル幅の小段を設けるといふ計画となっております。

11ページに移らせていただきます。

左側の一番上、排水計画ですが、※印の1と示してございます。このページの右下の方に※印1に示しておりますが、都の技術基準にのっとりまして、10年確率で想定される降雨強度で算出されております。次に、洪水調整池も同じく技術基準にのっとりまして、30年確率降雨強度に対応するよう計画されております。

次に、飛び砂落下防止計画、その他災害防止計画は、記載のとおりとなっております。

次に、当該開発区域からの水利用の現状及びこれに対する措置ですが、事業地の脇を流れます盆堀川の水を利用します東京都水道局の戸倉取水場、これはあきる野市内への飲用水を供給しているものですが、こちらが事業地に隣接して設置されております。しかし事業区域からの放流口はこの取水場よりも下流にございます。水質汚濁防止につきましても、採石用地に降った雨水は洪水調整池に集水し、うわ水を河川に放流するという計画でございます。

次に、左側の下段、植栽計画でございますが、高木が7,628本、低木が1万4,286本、合計2万1,914本で、犬走りの部分、それから、盛り土造成部分に植栽をします。残置森林等の維持管理は、年1回の枝打ち、下刈り、つる切り等を施工いたします。植栽緑地につきましては、下刈りや補植を行います。自然植生の保護措置につきましては、土砂崩れ、落石のある場所には防護柵を設置いたします。

次に、景観維持措置でございますが、事業区域の周囲に残置森林を配置しまして、造成後の事業地は造成森林によりできる限り原状に戻すような措置としております。

次に、周辺の森林施業については、人工林であり、特別の森林施業はしておりません。

次に、周辺の住民生活及び産業活動に対する措置ですが、あきる野市とのいわゆる公害防止協定に基づき交通安全に徹するという計画となっております。

次に、土地所有者及び公共施設管理者等の同意は取得済みでございます。

12ページをお開き願います。

8といたしまして、本事業の遂行に必要な許認可等を一覧で掲載してございます。2段目ありますが、東京における自然の保護と回復に関する条例ですが、今月の15日に自然環境保全審議会から「許可相当」との答申が出されております。また、4段目にご

ございますが、東京都環境影響評価条例につきましては、本年7月3日付で環境影響評価書案審査意見書が知事から提出されております。なお、本森林法におけます本件の申請は5年間ということで提出されております。

13ページをご覧いただきたいと思っております。

5年間ごとの進捗状況を示してございます。一番左上が変更前の土地利用計画図です。採掘区域の面積は9.8148ヘクタール、採掘鉱量は、12万8,210立方メートルとなっております。

続きまして、上段右端が着手5年後の図になります。採掘区域が北側に進んでおります。

続きまして、下段の左端でございます。着手10年後の状況でございます。区域の北側の黄色い中に、青い四角いものがあらわれてまいります。これは着手6年目に増設されます洪水調整池・沈砂池です。続いて、中央の15年後になりますと、斜線で示しておりました開発予定林はすべてなくなっております。そして右端が最終の20年後となりますと、採掘区域は23.8499ヘクタールと変わりませんが、犬走り部分が緑化されまして、造成森林となっております。

14ページをご覧願います。

ただいま5年ごとの進捗状況を13ページの方でお示ししましたが、これを色別に一表に落としたものでございます。第1期から第4期まで色別に分けてお示ししてございます。

次に、15ページから19ページにかけては、先ほどご説明しましたそれぞれの期別の状況、こちらをそれぞれ一枚ずつに拡大してお示ししてございます。ご覧いただきたいと思っております。

恐れ入ります、ページが飛びまして、次に、20ページ及び21ページをあわせてご覧いただきたいと思っております。

21ページの上段をご覧ください。これはA-A'の断面図でございます。色別に分けておまして、上から現況の線、それから5年後の掘削線、10年、15年、そして最終の掘削線というように、それぞれラインを色分けで示してございます。下段の方は、B-B'の断面図でございます。同様に期別でラインを色分けして示してございます。

次に、22ページをご覧願います。

12の1といたしまして排水計画でございます。基本的に雨水は直接河川に流れ込まないように、洪水調整池・沈砂池に一時集水し、流量を調整した後、河川に放流いたします。碎石の製造工程で発生します汚濁水につきましては、汚濁水処理装置によって泥分を除去しました後、処理水をプラント内で循環・再利用をいたします。現在ある既設の洪水調整池・沈砂池は、30年確率降雨強度及び1ヘクタール当たり300立方メートルの流出土砂量に対応して設置されております。今後、事業の進捗に応じまして、先ほど申し上げましたが、着手2年目には1,594立方メートルの仮設洪水調整池・沈

砂池を設置いたします。また、6年後には、その最終的な規模として2万1,399立方メートルの洪水調整池・沈砂池を増設する計画でございます。着手20年後の安全率は増設の洪水調整池・沈砂池のみで1.35となりまして、既設の洪水調整池・沈砂池を合わせますと、約2倍の安全率となります。また、洪水調整池・沈砂池は2カ月に1回点検を行いまして、必要に応じてしゅんせつを行うという計画でございます。右側には排水系統の模式図で示してございます。

そして、それを実際の図面に落とししましたのが、次の23ページでございます。右肩にございます拡大図をご覧ください。集水域のAと集水域Bからの雨水が洪水調整池・沈砂池2に集まりまして、こちらの放流口から隣接して流れます盆掘川に放流されるということになってございます。

最後、24ページをご覧ください。

植栽の計画図でございます。左側の方がベンチ犬走り部分の植栽の断面図、それから下の方が平面図というふうになってございます。さらに右側の方の上が平たん部分の断面図、それから下がその平面図というふうになってございます。ベンチ部分は土が流れ出ないようにカットいたしまして、吹き出しで少し大きく書いてございますが、客土いたしまして植栽を行います。一方、平たん部分は2メートル客土いたしまして、植栽を行います。右下の表にございますが、20年後の事業完了時には、4万3,830平方メートルの造成森林が創出されるという計画になってございます。

続きまして、資料の3、A3版のホッチキスどめの資料です。こちらの資料3をご覧くださいと思います。

本件、変更許可申請が、許可基準に適合しているか否かを示しました「林地開発許可変更申請基準適合状況」ということでございます。森林法、及びこれに基づいて定められております東京都の実施要領の許可基準の項目とその内容、及び本計画の内容、そして一番右側の欄ですが、結果として、基準に適合しているか否かというものを一表にしてお示ししてございます。なお、実施要領の許可基準は、本日お配りしておりますこの資料4、薄い水色の冊子でございます。「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」と、こちらの方に掲載されてございます。後ほど、ご覧いただければと思います。

資料3に戻りまして、まず1段目ですが、森林法第10条の2第2項におきまして、都道府県知事は、前項、ここでいいます前項とは、「林地開発をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない」という条項でございますが、この許可の申請があった場合において、次の各号、すなわち第1号から第3号ですが、このいずれにも該当しないと認められるときは、これを許可しなければならないというふうに規定されてございます。

表の一番左側の欄、まず、第1号が災害の防止です。1切り土、盛り土又は捨て土のうち「工法」ですが、本件の場合、切り土ですので、基準としましては、基準の真ん中の欄にありますけども、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されることとな

っています。それに対しまして、本計画という欄がありますが、本計画におきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、山腹を階段状に採掘していくベンチカット工法というものですので、右の欄にございますが、「適」というふうにしてございます。

次に、一段飛ばしまして、法面の勾配ですが、基準では、切り土に対する標準法面の勾配は、硬い岩の場合には、1対0.3から1対0.8、すなわち、約75度から50度となっております。本計画の場合は、勾配が60度ということになっておりますので、基準に適合してございます。

次にその下、法面における小段ですが、基準は、切り土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか必要に応じて排水施設が設けられることとされております。本計画は、切り土高10メートルごとに3メートルの小段が設置されますので、「適」となります。

次に、一段飛ばして、擁壁の設置箇所ですが、本件は、硬質砂岩の硬岩盤ですので、擁壁の設置は必要なしということになります。

次に、2のえん堤等につきましても、硬質砂岩の硬岩盤のため、設置の必要はなしということになります。

資料の2ページ目をご覧くださいと思います。

項目の3、排水施設の構造ですが、基準のとおり河川管理者の同意を得ております。

次に、4の洪水調整池等ですが、基準の中段にありますように、「30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること」とされております。本計画の場合、先ほどもご説明いたしましたが、30年確率雨量強度に対応できる洪水調整池を設置しますので、基準に適合ということになります。

続きまして、少し先に進みまして、第2号の水の確保としまして、1、水質汚濁防止施設、及びその下の2、水量の確保措置ですが、本計画の場合、開発行為地に隣接して流れております盆堀川の当該地よりも上流部分に、先ほどご説明いたしました戸倉取水場がありますが、問題はございません。

続きまして、第3号、環境の保全、そのうちの1、残置森林に移ります。土石等の採取の場合、残置森林率、森林率の基準は特に設けられておりません。なお、参考といたしまして、工場事業場の設置や残土処分の場合には、森林率はおおむね35%以上とするというふうに規定してございます。本計画の場合、森林率は57.9%となっておりますので、十分な数値と考えられ、「適」と判断しております。

次に、幅と配置ですが、基準では、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置するとなっております。本計画の場合、周辺部に幅20メートルから280メートル、平均いたしますと幅90メートルの残置森林が配置されており、基準を上回っております。

次に、2、造成森林でございますが、基準では、樹高1メートルの場合、1ヘクター

ル当たり2,000本、樹高2メートルの場合、1ヘクタール当たり1,500本などと規定されております。これを換算いたしますと、樹高2メートルの場合は、6.7平方メートル当たり1本植えるということになります。本計画では、樹高2メートルの高木を6平方メートルから4平方メートル当たり1本植栽する計画ですので、基準よりも密度が濃いという計画になってございます。

資料の3ページをお開き願います。

二本線で区切った下でございしますが、東京都の実施要領で定めます一般事項に移らせていただきます。2番の開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有するものの同意でございしますが、基準では、申請者が3分の2以上の同意を得なければならないということですが、本計画では、自社所有地と共有地で同意書は取得済みです。

次に、4の開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許認可等ですが、基準では、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることとなっております。先ほど一覧でお示ししましたが、関係のある法令等については、許可済み又は確実に見込まれるというような状況になってございます。

次に、5、信用関係と6の資金の調達でございしますが、株式会社村尾組は、明治27年から事業を継続しておりまして、昭和30年には法人化されております。採石業として登録されており、これまで行政処分歴はございません。そういったことから、基準は満たしているものと考えてございます。また、資金の調達につきましては、自己資金の銀行残高を確認してございます。

次に、8、全体計画との関連の明確さでございしますが、本計画では、先ほど来ご説明しておりますとおり、1期5年、4期20年の全体計画を策定しており、全体計画との関連性は明確にされております。

次に、11の周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮ですが、あきる野市とのいわゆる公害防止協定に基づきまして、1日にダンプ100台までしか走らないなど、交通の安全に配慮した計画ということにされております。

以上、主な項目についてご説明いたしました。都といたしましては、こうしたことから基準に適合している計画であるというふうに考えてございます。

第2号議案の説明は以上でございします。

○太田会長 どうもありがとうございます。

ただいま、知事からの諮問をお受けし、諮問内容についてのご説明をいただきました。なお、事前に資料をお送りし、委員の方から質問をいただいております。事務局からそれについてご説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○加藤緑環境課長 それでは、引き続きご説明させていただきます。

お手元に森林審議会、委員からの質問事項と回答、資料5をお配りしてございます。まず、會田委員からは2問のご質問をいただいております。

1点が、本件の岩石を採掘する開発予定地の土地所有者はだれかというものです。

回答欄でございますが、申請者であります株式会社村尾組の自社所有地とそれから共有地で関係者の承諾は済んでございます。欄の中にその内訳を示してございます。合計22筆ございまして、100%という状況です。

それから、2点目でございます、これまで地元から苦情等はなかったのかというお問い合わせです。

あきる野市へ照会いたしましたところ、次のような回答がございました。平成17年に1件、18年に1件、19年に1件あったと。

その通報内容は、粉じん発生を防止する装置でございますダストバスターが凍結したことによって、粉じんが発生した事例が1件。

それから、道路上に砂利が散乱しているという通報があったということですが、これは、直ちにあきる野市も現場に向かったわけですが、そういった事実は確認できなかったということでございます。

それから、関係車両によるガードレールの破損ということでございますが、これはプラント設備工事用の資材を運搬する車両がガードレールに接触したということで、本件事業の主体でございます採石のダンプトラックが接触したものではないという報告を受けております。

いずれの案件についても直ちに事業者の方で対応済み等ということで、それ以降、市への通報等はないという結果があきる野市から返ってきております。

続きまして、井上委員から2点ご質問をいただいております。

1点目、本件に関しまして、環境アセスメントなどの地域の自然環境への影響は、東京都ではどのように調査又は認識しているのかということでございます。

環境アセスメントにつきましては、東京都環境影響評価条例に定める手続を株式会社村尾組が進めているところでございます。平成20年7月3日付で環境影響評価書案、審査意見書が知事から出されております。これを受けまして、間もなく環境影響評価書が事業者から提出される予定というふうに聞いております。なお、その後の流れといたしましては、この影響評価書を15日間縦覧いたしまして、事後調査計画書というものを提出しまして、着工の運びとなるというふうに聞いてございます。

次に、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発許可につきましては、平成20年10月15日に自然環境保全審議会から「許可相当」との答申が出されているということです。

続きまして、井上委員の2項目、2ページでございます。該当する市の意向及び地域住民への説明及び意向調査などはどのようになっているのかというお問い合わせでございます。

森林法第10条の2第6項によりまして、あきる野市長へ意見照会しましたところ、先ほどご説明のとおり、特に意見はなしという回答を得ております。

それから、地元との関係ですが、地元自治会への説明会を3回、あきる野市採石事業指導要綱に基づく公害防止及び環境保全対策遂行協議会に対します説明会を2回実施してございます。なお、このほか、地元の盆堀自治会というのがございますが、こちらとも協定を締結済みであるということです。

続きまして、城土委員のから何点かご質問いただいております。

まず、1番です。拡張を申請する理由のところ、当該地域の骨材需要及び供給の見通しなど、拡張を許可するに必要な判断因子を示すことが大切であると考えているというご意見でございます。

採石事業から生産されます製品の需要につきましては、近年のリサイクル材の普及ですとか、公共事業の全体的な縮小、こういった社会情勢から減少を続けてきておりますが、おおむね平成17年度を底にその後は横ばい、やや回復傾向にあるということでございます。今後も現在と同程度の需要が見込まれるというふうに事業者は考えているということでございます。また、特に、最初にご説明しましたこの地域の岩石は、他の地域に比べましてかたい性質を持ち、吸水性が低いことから、耐震性にすぐれておりまして、社会的に耐震性が重要視されております昨今、需要がふえていくものと見込まれるということでございます。

なお、開発対象でございます採石事業の必要性自体の有無と、この点に関しましては、森林法の許可の可否を判断する上でも要因とはなってございません。

続きまして、2番、計画概要総括表でございますが、下から3行目、当面の残置森林とせずにあえて未伐採林として区分して今回申請した理由を明らかにすべきであるというご質問でございます。

本件の計画はご説明のとおり20年の計画でございますが、自然環境保全審議会提出資料によりますと、長期計画、約40年後も姿を考えているということでございます。それによりますと今回の未伐採林は、20年後の計画では採掘区域として位置づけられております。したがって、将来的にはなくなる森林でございますので、将来まで残されます森林とは区別するため、あえて本計画では未伐採林というふうに区分しているということです。

長期計画によりますと、今回の事業区域の中で未伐採林以外が採掘区域になる箇所はないという計画になってございます。

1枚おめくりください。

3の(1)事業計画書です。

排水計画及び洪水調整池設置計画については、参考資料として手引きの該当部分を添付すべきであるというご意見でございました。本日、資料4としてお配りしております手引きでございます。こちらの48ページに当該部分が記載されてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

(2)飛砂落下防止計画のところ、かぎ括弧で「しがら」という言葉を使っております。

ますが、これは一般的にわかりにくいというご指摘でございます。先ほどご説明いたしました、第2号議案資料の11ページ、左側の中段に当該箇所がございますが、説明を追加してございます。同じページの右下に※印の3、「しがら（しがら柵）」といたしまして、「土砂流出防止の為の枝条を用いた簡易な土留工」というふうに説明を加えてございます。

(3) 残置森林・緑地、造成森林・緑地の維持管理計画ということで、人工林の林齢は35から45年であり、計画書に記された「下刈り」は不要であり、むしろ除伐や間伐を作業種として書き加えるべきだと。それから、下の方に行きまして、残置森林等のつる切り等は「必要に応じて」と表記すべきであるというようなご指摘でございます。スギ・ヒノキの人工林におきましては、下刈りのご指摘のとおり不要というふうに思われますが、残置森林の中にはコナラを中心とする広葉樹林もございます。そういったことから林縁部のつる切り等も必要となる。これら全体を捉えての計画というふうになってございます。また、間伐につきましては、先ほどご説明しましたが、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発許可制度の中で自然に対する配慮事項といたしまして、別途計画を立てるとのこととなっております。ご指摘も踏まえまして、適切な維持管理を行うよう事業者を指導してまいりたいと考えております。

1ページおめくりください。

(4) 公共施設管理者等の同意の取得でございますが、先ほどご説明しました11ページの右下端に取得済みと記するのではなく、公文書番号あるいは取得年月日を明らかにすべきであるというようなこと、それから、河川管理者の同意を明記する必要があるというご指摘でございます。先ほどご説明いたしました第2号議案資料11ページの右下には、土地所有者の同意取得済みとのみ記載してございますが、次の12ページには「対象事業に必要な許認可等」等の一覧の中で、許認可番号、処分年月日等を記載してございます。さらに河川管理者の同意も得ております。その中に日付、文書番号等を記載してございます。

続きまして、久保田繁男委員から何点かご質問をいただきました。

資料、先ほど説明した資料の12ページ、対象事業に必要な許認可等として自然保護条例とアセス条例のことを述べられております。内容といたしましては、先ほどご説明しました井上委員の1番と同じであろうかというふうに考えております。

なお、意見書につきましては、このつづりの別紙、後ろにつけてございますが、環境影響評価書案に係る見解書（抜粋）のとおり、1件提出されております。後ほど、ご覧いただきたいと思います。

2点目、約24ヘクタール生産林が減ることについて、行政としてどのようにお考えになっているのかということでございます。産業労働局に聞くべきというお話ですが、私どもの環境局事務局といたしましては、本年により減少する森林は生産林ではございません。なお、緑として残ります森林率は、先ほど来ご説明のとおり57.9%という



ことで、同じような事業でございます工場事業所等の基準でございます35%は上回っているということです。しかし、緑が減少するという事は確かでございますが、これは決して歓迎するものではないわけでございますが、本件採石事業の社会的位置づけなども先ほどご説明いたしました。こういったことも考慮しますと、減少させる面積もなるべく小さくしようという事業者の努力も認められ、自然環境保全審議会でも認めていただいておりますけれども、十分な自然環境に配慮がなされているというふうに現時点では考えてございます。

1 ページおめくりください。

3 点目、洪水調整池、排水計画につきまして、地元の自治会や漁業協同組合からの意見はということと、盆堀川流域では、港区が関係した事業でトラブルが起きているというふうなお話でございます。洪水調整池、排水計画につきましては、地元の自治会ですか、漁業協同組合からは特に意見は出てございませんという状況です。

また、詳細にはちょっと把握しておりませんが、港区が関係している事業というのは、盆堀川ではなく、刈寄川の方かというふうに存じます。

それから、4 点目でございます。14 ページの造成森林の植栽計画については、モニタリングの計画は入っているのかと。植栽樹種の選定については、もう少し工夫できそうにも思うと。フサザクラが採石跡の乾燥した場所で大丈夫なのか気になるというご指摘でございます。

モニタリングということでございませぬが、事業者の方に5年ごとに植栽の状況について報告することを求めていきます。また、フサザクラにつきましては、主に洪水調整池周辺の湿地の部分に、若い木を優先的に、それから種子散布など、また移植する予定ということになっております。主といたしましては、この湿地部分にということを考えておりますが、あわせまして試行的に犬走り部分にも根株移植することも計画として考えているということでございます。

それから、5 点目、11 の残置森林・緑地、造成森林・緑地の維持管理でございますが、城土委員のご意見と同様のことかと思われませぬ。城土委員の3の(3)と同じように考えてございます。

以上、事前にいただきましたご質問とそれに対する事務局の回答でございます。ご説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○太田会長 どうもありがとうございました。

原案並びに各委員の皆様から、大部分の皆さんが気になるような部分についての適確なご質問をいただきまして、どうもありがとうございました。そのご回答をお聞きしたわけでございます。

以上で事務局からの説明が終わりました。それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお伺いしたいと思います。これから質疑に入りたいと思います。どうぞ何からでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

ご質問いただいた委員の皆様もご回答がありましたものですから、そのあたりも含めましてなおご質問等がございましたら出していただきたいと思います。何かございますでしょうか。

では井上委員。

- 井上委員 2点ほどお尋ねしたいんですけれども、まず1点は、今もちょっとご説明の中にあっただと思うんですが、この事業が許可された後の、ちょっと長い期間なものですから、その期間に書かれたことに対して正しい、その計画のとおりになっているかどうかというような、許可後の確認というものは今モニタリングという話もありましたけれども、今後どのようにされていくのかということと、その中でもし万が一住民の中からちょっと困るというようなことがあった場合に、どのような対処がなされるのかという点がまず1点です。

この未来のことをちょっとお尋ねすると同時に、過去これまでにこの事業の場所ではいつからこう開発がなされてきて、これまで計画どおりに事業が実施されてきたのかというところもちょっと気になる場所なんですけど、今の拝見した範囲ではおおよそ苦情もないようですし、大きくトラブルがあったということも想定されないんですけども、過去の経緯もどうだったのかということのをわかればお教えいただきたいと思います。

- 太田会長 それじゃあ事務局わかる場所、よろしくをお願いします。

- 加藤緑環境課長 事業着手後の状況でございますが、まず、ご説明のとおり、本件は20年間の計画ということになっておりまして、今回の許可が5年間という申請で出てきております。これはご審議いただいた後の結果ですが、お認めいただければ5年間計画どおり事業は進むということでございますが、その後、特に何も変わった状況がなければそのまま推移するわけですが、何か状況が変わる、採掘の面積が変わるというようなことがございますと、私どもまた変更の許可というのを提出させますので、その中でどのような状況になっているのかということを確認しつつ、事業の進捗を注視していくということになります。

それから、その事業の注視をしていくという中で、6カ月ごとに施行状況の報告書の提出を義務づけるということにいたしております。それから、毎年1回でございますけれども、こういった採石場について、関連部署が合同しましてパトロール調査も行うということで現地にも年1回は最低赴くということにしております。

それから、その中でもう1点ございましたが、住民から苦情等があった場合にはということでございますので、先ほどご説明いたしました地元市のあきる野市との協定、それから地元自治会との協定、こういったものに基づきまして、それぞれが主体的に協議をして対応していくということになるかと思います。

それから、過去の経緯でございますが、本件、採石場につきましては、平成3年から事業を開始されまして、そのときは本件の申請事業者とはまた別の事業者が許可を受けておりまして、本件事業者は平成16年に事業を承継しているということでございます。

その後、本件事業者の中におきましても、小規模な変更がございまして、最近では平成20年の7月1日付で、今年の7月1日付で変更許可を出してございます。

○太田会長 よろしゅうございますか。現事業者と前回許可の事業者はちょっと変わっているようでございますので、その辺のあたりはそれほどご説明になりませんでしたけども、今までの説明ではそれほどのものはなさそうだというふうに感じておりますが、それでよろしいんですね、事務局。

○加藤緑環境課長 はい。

○太田会長 ほかにいかがでしょうか。何でも結構でございますので。

どうぞ、石野田委員。

○石野田委員 地元あきる野市のご意見も特にないということ、それから、当該自治会等の協議、協議書等の協定とか、そういったことについても現在のところ問題ないと。それと都というか、林地開発許可の基準適合状況についてもほとんどクリアされているということと、先ほど、事前資料の方はこの関係については質問等は行ってないんですが、よくわからないという状況の中で、私、島の方からの代表ということなんですから、状況等がよくわからなかったんです。いろいろな質問がなされていて、それに対して十分な回答がここでされていると思いますので、許可することについて私は特に異議はないということです。

○太田会長 どうもコメントありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。できるだけ議論はしておいた方がいいと思いますので、何かありましたらぜひご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ、小峰委員。

○小峰委員 環境保全審議会ではどんなものがされているのか。

○加藤緑環境課長 自然環境保全審議会の中では、規制部会というのがございまして、その部会が2回開かれております。1回が現地調査を行っております。2回の部会の審議の中では、先ほど、委員の方からもご指摘がございましたけども、フサザクラの植栽の関係、それから、あとは位置づけが若干違うんです、こちらの森林法で言う残置森林、自然保護条例でいく残留緑地、こちらの間伐計画の問題ですとか、そういった点がございました。

それから、自然環境保全審議会の方では、見る観点といたしまして、希少な動植物に対する自然への配慮という点がございまして、こちらについては、東京都のレッドデータブック等に掲載されております植物が5種ございました。そちらの移植のことについて、事前に移植計画を作成して、東京都と協議しながら希少種については移植するというような点がございました。

それから、あと、動物といたしましては、この洪水調整池・沈砂池に、これもやはりレッドデータブックにありますけども、モリアオガエル、これがここを産卵場所にしているというようなことで、それに対して配慮すると、それから、新たに着手2年目から

6年以後に増設の調整池がつくられるわけですが、そちらについても両生類ですとか、生物多様性を確保するための自然に対する配慮を行うというような点が、ご指摘なりご意見としてございました。

それから、あと、若干つけ加えますと、オオタカの話も出ましたが、ここの事業地からオオタカの営巣地は特定されておりまして、約550メートルほど離れていると、しかも峰を越え山を越えているというようなこと、それから、この事業は継続している中でも、ここ数年、連続して繁殖に成功しているというような調査報告も出ておりまして、その点については特段、当然注視はしていくわけですが、余り神経質になるような配慮事項というのは必要ないだろうというような議論がございました。

○太田会長 ありがとうございます。

久保田繁男委員、植栽等、フサザクラ等のご意見が出されておりますが、何かご感想ございますか。

○久保田（繁）委員 いや、今、いただいた回答で結構ですけども、当初私伐った後に植えるのかなという理解をしていたもんですから、そうするとこれフサザクラ大丈夫なのというのが疑問だったもんですから、今の回答で結構でございます。

○太田会長 ありがとうございます。

フサザクラは私も余りよく知りませんが、適した場所というのはちょっとあると思いますよね、確かに。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。この委員会といいますか、この審議会は、特に問題がなければ許可はするのが、そういうルールになっておりますので、問題点、あるいは先ほどもちょっと出てまいりましたが、指導という部分もあります、これはいろいろなご意見をたくさん出していただければ、それをもとに指導というのはしていただけると、こういうふうには私に思っておるんですけども、そんなことも含めまして何かご意見があればお出しただいていた方が審議会としてはいいと思いますので、もし何かご意見等、ご感想等ございましたら、できるだけ出していただきたいなと私はそう思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

（なしの声）

○太田会長 かなり綿密に調査というか、調べられた原案だと思いますので、それでは特にご意見、ご質問がないようでしたら、今回の諮問に係る林地開発変更許可申請書については、原案どおり許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○太田会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、答申文の作成を行います。

事務局、答申案の配付をお願いいたします。

(答申文配付)

○太田会長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

○植竹森林課長 20東森審第1号。答申書(案)。

東京都知事、石原慎太郎殿。

平成20年10月3日付20環自緑第591号で諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

平成20年10月30日。

東京都森林審議会会長、太田猛彦。

記、株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業については、許可を適当と認める。

以上でございます。

○太田会長 どうもありがとうございました。

答申案について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○太田会長 どうもありがとうございました。

ただいまご賛同が得られましたので、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

【中略：事務局からの報告事項等】

ちょっと時間は早いようですが、ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

(なしの声)

○太田会長 そうしましたら、一応、他に意見がないということで、これをもちまして本日の審議会の日程をすべて終了いたしました。1時間半にわたりまして、ご審議をいただき、誠に有難うございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(午後 4時35分 閉会)